【ハローワークより重要なお知らせ】

◇◆◇◆事業主の皆様へ◆◇◆◇

2020年1月6日より、全国的にハローワークのシステムが新しくなり、事業所登録シートと求人申込書の様式が変更され、記載していただく項目が新たに追加されます。

10月に受理した求人は、12月末日まで有効となりますが、 来年1月6日以降に求人の更新を申込まれる場合は、<u>新た</u> に追加された項目の記載がなければ受理できません。

また、地図登録についても求人票1件ごとに電子化して再度登録を行い、追加項目の入力もすべて手動で行うため、 <u>求人票に係る処理時間が2週間程度かかることが想定されます。</u>

ご面倒をおかけしますが、ご理解ご協力頂きますようお願い申し上げます。

POINT 1

追加項目様式は、HPで様式がダウンロードできます!

求人更新の際は、以下のホームページより追加項目様式をダウンロードするか、 別添の「システム刷新に係る追加項目【事業所台帳】及び【求人票】」をコピーして 記載していただき、FAXか窓口にて申込ください。 Mew!! 2020年1月6日~

受知労働局ホームページ

(トップページ右のバナーよりご覧ください)

求人票と公開方法 が変わります

URL: https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/2020kyujinkokai.html

*FAXで1月以降に求人更新される場合は、追加項目様式を添えて送信して下さい。

POINT

来年以降の新規求人は、ネットから申込可能となります!

新規求人の申込方法については、詳細が分かり次第お知らせします。

ハローワークーク犬山 企業支援・専門援助部門 ☎0568-61-2187